

令和6年1月31日

島根県教育庁総務課

課長 今岡 重之

調整監 清水 慎一

電話番号 0852-22-5407

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったのでその概要を公表する。

記

1 該当職員

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 所 属 | 教育委員会教育機関 |
| (2) 身 分 | 暫定再任用職員 |
| (3) 年 齢 | 62歳 |
| (4) 性 別 | 男 性 |

2 事案の概要

当該職員は、業務上の関係先の職員に対して、抱きつき行為や頭や肩を触るなどの身体的接触を、拒否の意思表示がなされていたにもかかわらず繰り返し行い、身体的かつ精神的苦痛を与えた。この行為はセクシュアル・ハラスメントに該当する。

3 処分内容

停職 2月

4 発 令 日

令和6年1月31日

5 処 分 理 由

職員の行った行為は、公務員としてはもとより社会人としての自覚に欠けた行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に処分した。

6 そ の 他

服務規律の確保について、全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行った。